

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法施行令			法令番号	平成10年政令第412号		
手続名	指定調査員養成研修機関の指定			根拠条項	第37条の7第4項		
審査基準	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第4項 (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の38						
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 14日 含めない) 標準経由期間 日